

商標代理管理弁法

2010年7月12日改正

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

商標代理管理弁法（2010年）

国家工商行政管理総局令第50号

「商標代理管理弁法」は中華人民共和国工商行政管理総局局務会議の審議を経て採決されたので、ここに公布する。本弁法は公布日より施行されるものとする。

局長 周伯華

2010年7月12日

商標代理管理弁法

第一条 商標代理の秩序維持、委託者及び商標代理組織の合法的權益の保護を目的として、「中華人民共和国商標法」及び「中華人民共和国商標法実施条例」に基づき、本弁法を制定する。

第二条 本弁法に言う商標代理とは、商標代理組織が委託者の委託を受け、委託者の名義で、商標登録出願及びその他の商標に関連する事項の手続きを行うことを指す。

本弁法に言う商標代理組織とは、委託者の委託を受け、委託者の名義で、商標登録出願又はその他の商標に関連する事項の手続きを行う法律サービス機構を指す。

本弁法に言う商標代理人とは、商標代理組織内で業務を行う職員を指す。

第三条 国務院工商行政管理部門は法に基づき、全国商標代理組織と商標代理人の代理行為に対して管理及び監督を行う。

県級以上の工商行政管理部門は法に基づき、本該管轄区の商標代理組織及び商標代理人の代理行為に対する管理及び監督を行う。

第四条 商標代理組織の設立を申請する場合、申請者は所在地の県級以上の工商行政管理部門にて登記を申請し、「企業法人営業許可書」又は「営業許可書」を取得する。

法律事務所が商標代理業務に携わる場合は、前項の規定を適用しない。

第五条 商標代理組織はその他の組織や個人に対して、商標手続きの代行業務を委託してはならず、このような行為にたいして如何なる便宜も提供してはならない。

第六条 商標代理組織は委託者の委託を受け、商標代理人を指定して下記の代理業務を行うことができる。

- (一) 商標登録出願、変更、更新、譲渡、異議申立て、取消し、審判、侵害苦情通報などの関連事項の代理。
- (二) 商標に関する法律コンサルティングサービスの提供、商標に係わる法律顧問の担当。
- (三) 商標に関連するその他の業務の代理。

商標代理人が取り扱う商標登録出願書などの文書には、商標代理人が署名し、かつ商標代理組織の印章を押さなければならない。

第七条 商標代理組織は同一の商標案件において双方当事者の委託を受けてはならない。

第八条 商標代理人は、法律、職業道徳と業務規律を遵守し、法により商標代理業務を展開し、委託者に対して迅速・的確、かつ良質の商標代理サービスを提供し、委託者の合法的権益の保護に努めなければならない。

第九条 商標代理人は以下のような条件を具備しなければならない。

- (一) 民事行為を遂行する能力を完全に備えていること。
- (二) 商標法と関連法律、法規を熟知し、商標代理の専門知識を備えていること。
- (三) 商標代理組織内で業務を行っていること。

第十条 商標代理人は同時に二以上の商標代理組織で就業してはならない。

第十一条 商標代理人は委託者の営業秘密を保持しなければならない、委託者の承認を得ず、未公開の代理業務に関わる事項をその他の機構や個人に漏洩してはならない。

第十二条 委託者による委託事項が悪意によるもの、又はその行為が国家の法律に違反しているか若しくは詐欺的な性質があると明らかに承知している場合、商標代理人は委託を拒絶しなければならない。

第十三条 商標代理組織が下記の行為の一つに該当する場合、その所在地又は行為発生地 of 県級以上の工商行政管理部门によって警告を与えるか又は一万元以下の罰金に処す。違法所得がある場合、違法所得金額の三倍以下だが三万元を超えない罰金に処す。

- (一) 第三者と結託して、委託者の合法的権益を損ねた場合。
- (二) 本弁法の第五条、第七条の規定に違反した場合。
- (三) 国家と社会公共利益又はその他の代理組織の合法的権益を損ねた場合。
- (四) その他の違法活動に従事した場合。

第十四条 商標代理人が下記の行為の一つに該当する場合、その所在地又は行為発生地
の県級以上の工商行政管理部門によって警告を与えるか又は一万元以下の罰金に
処す。

- (一) 個人的に委託を引き受け、委託者から費用や委託者の財物を受取った場合。
- (二) 事実を隠蔽、虚偽の証拠を提供した場合、又は事実を隠蔽、虚偽の証拠を提
供するよう他人を威嚇、誘導した場合。
- (三) 本弁法の第十条、第十一条、第十二条の規定に違反した場合。
- (四) その他の違法行為がある。

第十五条 本弁法の第四条第一項の規定に違反し、工商行政管理部門での登記を経ず
に商標代理活動に携わり、又は詐欺手段によって登記を取得した組織に対して、所在
地の県級以上の工商行政管理部門が企業登記管理に関する法律、法規に基づいて処罰
を行う。

第十六条 処罰を受ける商標代理組織及び商標代理人は工商行政管理部門による行
政処罰に不服がある場合、「行政復儀法」(行政不服審査法)の規定により、再審査を
申請することができる。または直人民法院に直接訴訟を提起することもできる。

第十七条 本弁法の解釈については、国家工商行政管理総局が責任を負う。

第十八条 本弁法は公布日より施行される。